

受理官庁 S G	シンガポール知的所有権庁	附属書 C S G
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	シンガポール	
国際出願の作成に用いることができる言語	中国語又は英語 <sup>1</sup>	
願書の提出に用いることができる言語	中国語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? <sup>2,3</sup>	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める <sup>4</sup> 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁 (JPO) 又は韓国知的所有権庁	
管轄国際予備審査機関	オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁 <sup>5</sup> 、シンガポール知的所有権庁 <sup>6</sup> 、日本国特許庁 (JPO) <sup>6</sup> 又は韓国知的所有権庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語 (附属書D参照) である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない (PCT規則12.3)。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される (「受理官庁に支払うべき手数料」参照)。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である (2009年5月14日付公示 (PCT公報) 79頁参照)。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2015年1月15日付公示 (PCT公報) 5頁以降参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁又はオーストリア特許庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。

S G	シンガポール知的所有権庁 (続き)	S G
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：シンガポール・ドル (SGD)	
送付手数料	SGD	150
国際出願手数料	SGD	1,977
30枚を超える1枚ごとの手数料	SGD	22
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	SGD	297
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	SGD	446
調査手数料	附属書D (AT), (AU), (EP), (JP), (KR) 又は (SG) 参照	
優先権書類の手数料	紙形式の写し	SGD 35
	電子形式の写し	SGD 28
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	SGD	250
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，ただし，シンガポール国内の送達用あて名が必要	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁の特許登録官に対して手続を行う資格 <sup>7</sup> を有する個人， 組合又は法人	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は，別個 <sup>8</sup> の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	している <sup>8</sup>	
別個 <sup>8</sup> の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載され ていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは 共通の代表者が出願人を代理して行為をする権能を有している か明らかでない時	
受理官庁は，包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	している <sup>8</sup>	
包括委任状の写しが要求される特別の 状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載され ていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人若しくは 共通の代表者が出願人を代理して行為をする権能を有している か明らかでない時	

7 登録官に対して手続を行う資格を有する者については，2001年特許法及び特許（特許代理人）規則第XIX部を参照されたい。

8 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。